

- 1 対象事業 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「定期巡回」）
○看護小規模多機能型居宅介護（以下「看多機」）
- 2 検討事項 独自報酬（加算）の要件・単位数及び要綱案（⇒別添参照）
- 3 検討経緯 第8期介護保険事業計画に基づく対象事業の整備について、これまでも公募を行ってきたが、事業者からの応募がないなど整備が進まない現状に鑑み、事業者へのインセンティブとして独自報酬を定めることにより、対象事業の整備推進を図るものである。

4 検討内容等

(1)独自報酬の要件

事業の整備が進まない原因として、看護師の人材確保が容易でない現状及び事業運営の難しさがあり、この2点に関し事業者が一定の取り組みを行うことに対する独自報酬を定めることで、事業整備の推進を図る。（ただし、3年間のみ。）

なお、この取り組みは、指定基準の内容を上回る要件とすることが必要となるため、次の2点を独自報酬の要件として定めた。

①看護師配置加算 ⇒ 保健・福祉・医療で1年以上の実務経験を有する看護師の配置

※質の向上の視点

②広報周知活動推進加算 ⇒ 広報配布に加えて概ね半年に1回以上の医療関係者及びケアマネジャー等関係者への広報周知活動（事業の理解及び利用の促進を図り、地域の連携等の向上に資するための取り組み。）

⇒病院等への訪問や事例紹介、セミナー開催などの取り組み

⇒概ね60分以上（合算も可）の広報周知活動とする。

※地域との連携等向上の視点⇒広報活動の充実を事業理解及び利用促進に繋げ、地域連携向上に向けて運営推進会議や介護・医療連携推進会議に状況を報告する。

(2)独自報酬の単位数（⇒50の倍数）

○定期巡回（50～上限500単位の範囲）⇒ 上記①②各250単位の計500単位とする。

○看多機（50～上限1,000単位の範囲）⇒ 同 上

※看多機の単位数は、定期巡回と内容が同じこと及び利用者負担も考慮して設定。

※各事業の要介護度別報酬及び利用者負担額の比較対象表（⇒別紙参照）

※公平性等の観点から、既存事業者（看多機：アルテハイム鈴鹿）も支援対象とする。

(3)スケジュール等

①独自報酬案の提示⇒学識経験者ほか関係者の意見等反映（12/15介護保険運営委員会）

②独自報酬に関する要綱の制定及び内容の公表

③対象サービス事業者への周知⇒アルテハイム鈴鹿へ（意向等は事前聴き取り済み）

④国保連合会への報告 ⇒ 内容確認中（請求コード等の設定など事務手続きが必要）

独自報酬に係る利用者負担額等の比較対照表（参考）

【独自報酬（加算）500単位の場合】

（単位：円/1月につき）

○看護小規模多機能型居宅介護費

※単価10.33円×所定単位数（12438～31386）

地域区分6級地 単価：10.33円

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
同一の建物に居住する者以外の者	現行	128,484	179,772	252,713	286,626	324,217
	500単位加算後	133,649	184,937	257,878	291,791	329,382
利用者負担の目安	現行	12,848	17,977	25,271	28,663	32,422
	加算後	13,365	18,494	25,788	29,179	32,938

※同一建物減算が適用される場合は加算の対象外とする。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

連携型以外（一体型）

※単価10.42円×所定単位数（5697～29601）

地域区分6級地 単価：10.42円

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問看護サービスを行わない場合 （※連携型と同額）	現行	59,362	105,950	175,920	222,539	269,138
	500単位加算後	64,572	111,160	181,130	227,749	274,348
利用者負担の目安	現行	5,936	10,595	17,592	22,254	26,914
	加算後	6,457	11,116	18,113	22,775	27,435
訪問看護サービスを行う場合	現行	86,611	135,303	206,534	254,602	308,442
	500単位加算後	91,821	140,513	211,744	259,812	313,652
利用者負担の目安	現行	8,661	13,530	20,653	25,460	30,844
	加算後	9,182	14,051	21,174	25,981	31,365

※連携型の費用は「訪問看護サービスを行わない場合」と同額

※同一敷地内建物等減算が適用される場合は加算の対象外とする。

※連携型は看護師不要だがオペレーターとして配置される場合あり。

（適切な判断、指示のため）

⇒計500単位の独自報酬（加算）の場合

○事業者は基本報酬に1人あたり5,000円/月程度の増額・増収となる。

○利用者負担は1割として1人あたり500円/月程度の増額となる。

鈴鹿亀山地区広域連合指定地域密着型サービスに係る独自報酬に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準（平成24年厚生労働省告示第119号。以下「限度に関する基準」という。）に基づき、通常より高い報酬の算定基準（以下「独自報酬」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（独自報酬の算定基準及び単位数）

第2条 鈴鹿亀山地区広域連合の定める独自報酬の算定要件及び単位数は、限度に関する基準別表に基づき別表のとおりとする。

（独自報酬の算定に関する届出）

第3条 前条別表の基準を満たすものとして独自報酬を算定しようとする指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（以下「独自報酬を算定する事業者」という。）は、地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書（様式第1号 以下「独自報酬届出書」という。）を広域連合長に届け出なければならない。

（変更及び終了の届出）

第4条 独自報酬を算定する事業者は、第3条に規定する独自報酬届出書の内容に変更があったとき及び独自報酬の算定を終了しようとするときは、速やかに独自報酬届出書を広域連合長に届け出なければならない。

（実績の報告）

第5条 独自報酬を算定する事業者は、3月末の状況について地域密着型サービスに係る独自報酬実績報告書（様式第2号）を広域連合長に提出しなければならない。

（準用）

第6条 この要綱に定めるもののほか、独自報酬の算定に関しては、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項（平成18年3月31日老計発0331005号、老振発第0331005号、老老発第03310018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知。）を準用する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月15日から施行する。

別表（第2条関係）

鈴鹿亀山地区広域連合独自報酬算定基準

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

算定項目・要件	単位数
○看護師配置加算 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、指定を受けた日の属する月から起算して3年又は令和4年4月から令和7年3月までのいずれかの期間に限り、専らその職務に従事する保健・福祉・医療で1年以上の実務経験を有する看護師を常勤換算方法で1名以上配置した場合、1月につき所定単位数を加算する。 ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の建物に居住する利用者については算定しない。	1月につき 250 単位
○広報周知活動推進加算 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、指定を受けた日の属する月から起算して3年又は令和4年4月から令和7年3月までのいずれかの期間に限り、関係者への広報等の配布に加えておおむね半年に1回以上、医療関係者及び介護支援専門員等の関係者へ事業の理解及び利用促進を図るとともに地域との連携等の向上に資することを目的として、医療機関等への訪問等による広報周知活動(おおむね60分以上)を行う場合、1月につき所定単位数を加算する。 ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の建物に居住する利用者については算定しない。	1月につき 250 単位

2. 看護小規模多機能型居宅介護

算定項目・要件	単位数
○看護師配置加算 指定看護小規模多機能型居宅介護について、指定を受けた日の属する月から起算して3年又は令和4年4月から令和7年3月までのいずれかの期間に限り、専らその職務に従事する保健・福祉・医療で1年以上の実務経験を有する看護師を常勤換算方法で1名以上配置した場合、1月につき所定単位数を加算する。 ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一の建物に居住する利用者については算定しない。	1月につき 250 単位
○広報周知活動推進加算 指定看護小規模多機能型居宅介護について、指定を受けた日の属する月から起算して3年又は令和4年4月から令和7年3月までのいずれかの期間に限り、関係者への広報等の配布に加えておおむね半年に1回以上、医療関係者及び介護支援専門員等の関係者へ事業の理解及び利用促進を図るとともに地域との連携等の向上に資することを目的として、医療機関等への訪問等による広報周知活動（おおむね60分以上）を行う場合、1月につき所定単位数を加算する。 ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一の建物に居住する利用者については算定しない。	1月につき 250 単位

(様式第1号)

地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書

年 月 日

(宛先) 鈴鹿亀山地区広域連合長

名 称
届出者 所 在 地
代表者の職名・氏名

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所番号															
事業所	フリガナ														
	名 称														
	所在地														
	連絡先	電話番号					FAX 番号								
	管理者の氏名														
届出する事業	事業等の種類	対象事業 (○印)	指定年月日			異動等の区分			異動(予定)年月日						
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護					1:新規 2:変更 3:終了									
	看護小規模多機能型居宅介護					1:新規 2:変更 3:終了									
異動項目	変更前						変更後								
届出する項目	※届出する算定項目の数字を○で囲んでください。														
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護														
	1	なし(算定終了)													
	2	実務経験のある看護師配置に関する項目(体制加算) 250 単位 ・専ら定期巡回・随時対応型訪問介護看護に従事する保健・福祉・医療で1年以上の実務経験を有する看護師を常勤換算方法で1名以上配置													

	3	事業の理解及び利用の促進を図るなどのための広報周知活動に関する項目（体制加算） 250 単位 ・関係者への広報等の配布 ・おおむね半年に 1 回以上，関係者へ事業の理解及び利用促進を図るとともに地域との連携等の向上に資することを目的とした医療機関等への訪問等による広報周知活動（おおむね 60 分以上）
	看護小規模多機能型居宅介護	
	1	なし（算定終了）
	2	実務経験のある看護師配置に関する項目(体制加算) 250 単位 ・専ら看護小規模多機能型居宅介護に従事する保健・福祉・医療で 1 年以上の実務経験を有する看護師を常勤換算方法で 1 名以上配置
	3	事業の理解及び利用の促進を図るなどのための広報周知活動に関する項目（体制加算） 250 単位 ・関係者への広報等の配布 ・おおむね半年に 1 回以上，関係者へ事業の理解及び利用促進を図るとともに地域との連携等の向上に資することを目的とした医療機関等への訪問等による広報周知活動（おおむね 60 分以上）

(様式第 2 号)

地域密着型サービスに係る独自報酬実績報告書

年 月 日

(宛先) 鈴鹿亀山地区広域連合長

名 称
届出者 所 在 地
代表者の職名・氏名

地域密着型サービスに係る独自報酬の算定実績について、次のとおり報告します。

事業所番号												
事業所	フリガナ											
	名 称											
	所在地											
	連絡先	電話番号					FAX 番号					
	管理者の氏名											
サービス種別	事業等の種類	実施事業 (○印)	独自報酬単位数 (月あたり)				算定対象者 (年 月末)					
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		単位				人					
	看護小規模多機能型居宅介護		単位				人					
算定項目	(算定項目の数字を○で囲み実績資料を添付してください。)											単位数
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護											
	1	1 年以上の実務経験を有する看護師配置に関する項目(体制加算)										250 単位
	2	事業の理解・利用促進を図るなどのため、医療機関等への訪問等による広報周知活動（おおむね半年に 1 回 60 分以上）に関する項目(体制加算)										250 単位
	看護小規模多機能型居宅介護											
	1	1 年以上の実務経験を有する看護師配置に関する項目(体制加算)										250 単位

	2	事業の理解・利用促進を図るなどのため、医療機関等への訪問等による広報周知活動（おおむね半年に 1 回 60 分以上）に関する項目（体制加算）	250 単位
独自報酬設定後の状況			
利用者及び関係者からの意見			
届出者としての意見など			